

償却資産(固定資産)の申告の手引き

別紙

令和3年12月

山都町役場 税務住民課

【償却資産の申告について】

償却資産の所有状況について以下の書類に記入いただき、提出期限までにご提出ください。申告書へ記入いただく内容は令和4年1月1日時点で所有している事業の用に供する資産の名称、種類、取得時期及び取得価額(※1)です。

○提出書類 ※別紙の記載例をご確認ください

ア. 償却資産申告書

イ. 種類別明細書

ウ. 償却資産(減価償却)台帳(任意の台帳を作成されている方のみ)

○提出期限

令和4年1月31日(月)まで ※期限厳守

○提出先

山都町役場税務住民課 または 各支所税務住民係

※1 取得価額とは…資産購入時に支払った金額のことで、引取運賃費や設置費用などその資産を購入してから使用できる状態にするまでに必要とした費用を含みます。

【償却資産とは】

個人や会社で農業や商工業などの事業を営んでいる場合、(地域団体を含みます。)事業用として使用することができる資産(構築物、機械、器具、備品など)は償却資産となり、固定資産税の課税対象となります。償却資産を所有している方は、資産の多少にかかわらず、毎年1月1日時点の所有状況について申告する必要があります。(地方税法第383条)

【その他】

- ・前年度までの申告の有無や、固定資産税の課税の有無に関わらず、申告は毎年必要です。
- ・確定申告時に提出された減価償却計算表や資産台帳がある場合は、明細書ではなく、台帳のコピーを提出いただければ結構です。
- ・申告した内容に漏れや誤りなどがあった場合は速やかに修正申告を行ってください。
- ・申告すべき資産について正当な理由がなく申告をしなかった場合には、延滞金を加算して不足税額を追徴することがあります。(山都町税条例第72条)
- ・償却資産の特例措置については町のホームページをご確認ください。

ご不明な点などありましたら、山都町役場税務住民課または各支所税務住民係までお尋ね下さい。

問合せ先:本 庁 税務住民課 0967-72-1128

清和支所 税務住民係 0967-82-2113

蘇陽支所 税務住民係 0967-83-1113

表1:業種別償却資産の例 (業種・資産などについてご不明な点は問合せ下さい。)

業種	課税対象となる主な償却資産例
各種業種共通のもの	応接セット、事務机、椅子、キャビネット(金属製、その他)、看板、金庫(手提げ、その他)、パソコン、印刷機、コピー機、レジスター、冷房・暖房用機器、ドローン(農業用・空撮用等)など
小売業	陳列棚・陳列ケース(冷凍・冷蔵機付、その他)、冷凍・冷蔵庫など
農業	農業・畜産業などを営むうえで必要な道具・機械・設備(脱穀機、精米機、乾燥機、給餌機、給水機、管理機)など※自動車税や軽自動車税の課税対象となるものは除く
飲食店業	接客用家具、厨房設備、食事・厨房用品(陶磁器・ガラス製、その他)など
理容業・美容業・洗濯業	理容・美容・洗濯業用機械、理容・美容業用設備(施術道具・機器類など)、洗濯業用設備(屋外給排水設備など)
医療業	各種医療機器・設備など
各種製造業	製造機械・設備、検査工具、照明器具など
不動産貸付業	給排水・ガス設備、照明設備(蓄電池電源設備、その他)など
宿泊業	宿泊業用機械・設備(客室設備、厨房設備、放送設備など)
印刷業	印刷関連業用機械・設備、印刷システム設備、謄写機器など
建設業	ブルドーザー、バックホー、発電機、大型特殊自動車など ※自動車税・軽自動車税の課税対象となるものは除く
自動車整備業・ガソリン販売業	自動車整備業用機械・設備、ガソリン又は液化石油ガススタンド設備など
食品販売業	飲食料品小売業用機械・設備、陳列棚・ケース(冷凍冷蔵機付、その他)など

表2:種類分類の例

分類	種類	課税対象となる主な償却資産の例
1	構築物	ビニールハウス、駐車場の舗装費、広告塔、建物附属設備など
2	機械および装置	産業用機械および装置、太陽光発電設備、農業用ドローンなど
3	船舶	ボートなど
4	航空機	飛行機、ヘリコプターなど
5	車両および運搬具	大型特殊自動車(標識の「熊本」の横に記載されている番号が「0、00～09、000～099」、「9、90～99、900～999」の車両)など
6	工具・器具および備品	事務用機器(パソコン、複写機など)、冷房・暖房用機器、陳列ケース、応接セット、印刷・コピー機、測定工具、検査工具、レジスター、空撮用ドローンなど

《申告の際の注意事項》

○帳簿上、減価償却が終了している資産について

帳簿上で減価償却が終了している資産についても、その資産を使用または使用できる状態で所有していれば償却資産の申告の対象となります。なお、耐用年数経過後、残存価額が取得価額の5%を下回るまでは定率償却を行い、5%を下回る年から以降の残存価額は取得価額の5%の額となります。

○経費に算入していない資産について

所得税や法人税上、減価償却を行っておらず、経費に算入していない資産であっても、本来減価償却が可能な資産であれば、償却資産として固定資産税の課税対象となります。

○取得価額が明らかでない場合

取得価額が明らかでない場合は再取得価額(※2)を求め、その価額を基に計算します。

※2 再取得価額とは・・・同等の資産の新品を取得するのに必要な費用に、取得年からの経過年数に応じた減価償却率を掛けて求めた金額を取得価額とします。なお、自分で建設、製作、製造した資産については、新たに造る場合にかかる費用を基に計算します。

○リースしている資産について

リースの契約状況により申告対象者が異なります。契約内容をご確認のうえ、お問合せ下さい。

○申告の対象外となるもの

- ・自動車税・軽自動車税(乗用のもの)及び家屋の課税対象となる資産
- ・耐用年数が1年未満の資産
- ・取得価額10万円未満の資産(少額償却資産)
- ・取得価額20万円未満の3年で一括償却を行う資産(一括償却資産)
- ・牛、豚、果樹やその他の生物
- ・現在及び将来的において使用しない、使用できないことが明確な資産
- ・棚卸資産(商品又は製品(副産物及び作業くずを含む))

- (1) 半製品
- (2) 仕掛品(半成工事を含む)
- (3) 主要原材料
- (4) 補助原材料
- (5) 消耗品で貯蔵中のもの
- (6) 修理用資材や包装・荷造り用資材
- (7) その他 (1)～(6)に掲げる資産に準ずるもの